

公益財団法人 春秋育英会 奨学金規程

本会の事業並びに沿革

本会は、社会の発展と国民生活の向上は偏に教育の普及・充実にあるとの理念に基づき、昭和30年10月27日、当時、日本火災海上保険株式会社（現 損保ジャパン(株)）の支援の下に、財団法人春秋育英会を設立しました。以来、今日に至るまで奨学育英事業を通じ多くの有為の青年を社会に送り出して来ました。

本会は、本規定に定める諸条件を備える者に広く進学の機会を与え教育の普及・充実に寄与しようとするものであります。

奨学金規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条

この規程は、公益財団法人春秋育英会定款第4条に基づき、本会の奨学金育英事業について基本的な事項を定め、その業務の適正且つ確実な運営を図ることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条

本会が学資を給与する者は次の各号に該当し、心身健全、学力優秀であり、かつ経済的理由により修学困難であると認められた者とする。

- (1) 原則として22歳までの短期大学生
 - (2) 原則として26歳までの大学学部生
 - (3) 原則として30歳までの大学院修士課程生
2. 本会から学資の給与を受ける者を奨学生と称し、給与する学資を奨学金と称する。

第2章 奨学生の決定及び奨学金の交付

(応募の手続き)

第3条

奨学生志望者は、次の書類を一括して、在籍学校事務局を通じて定められた期日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書（本人自筆、連帯保証人と連署）
 - (2) 学校長または学部長の推薦（奨学生願書に明記）
 - (3) 写真1枚：上半身近影 4cm×3cm（奨学生願書に添付）
 - (4) 在学証明書
 - (5) 成績証明書（新入学者の場合は高校最終学年を含むもの）
 - (6) 連帯保証人の市町村長発行の所得証明書（取得できる直近の物）
 - (7) 奨学生志望者の家族全員の住民票（生計を別にしているものを除く）
 - (8) その他、必要と認められる書類
2. 前項の連帯保証人は原則として奨学生志望者の父母とし兄弟姉妹が主たる家計維持者の場合はその者とする。
連帯保証人が同一世帯員でない場合は、その者の住民票も提出するものとする。

(奨学生の決定)

第4条

奨学生は各年度の事業計画に基づき、理事会（選考会）がこれを選考後、在籍学校および本人に通知する。

2. 奨学生は「誓約書・振込口座届」を提出しなければならない。
3. 首都圏在住の奨学生については当会にて面接を行う。

(奨学金及び交付方法)

第5条

奨学金は、月額30,000円を給与とする。

2. 奨学金は、1学年を4期分（一期は3か月分）に分けて、原則として本人指定のゆうちょ銀行口座に送金する。

(奨学金交付期間)

第6条

奨学金の交付期間は、原則として在学する学校の正規の修学期間とする。

2. 修学の中途より奨学金を交付する場合は、残りの修学期間とする。

(継続時の手続き)

第7条

奨学金の継続を希望するものは毎年度終了後に「学業成績証明書」「奨学金継続願」「学校生活の報告」を提出しなければならない。

2. 首都圏在住の奨学生については毎年4月に当会にて面接を行う。

(終了時の提出)

第8条

奨学金交付期間の最終年度の3月に「感想文」を提出しなければならない。

(奨学金の停止・復活)

第9条

奨学生が次の各号の一つに該当すると認められる場合は、奨学金の交付を停止する。

- (1) 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
- (2) 留年、又は休学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき

但し、上記2号および3号に該当する者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の返納)

第10条

奨学生が学生としてふさわしくない行為をした場合、または当財団の定める規程に違反した場合は、奨学金の交付を停止し、交付した奨学金の一部または全部を返還させる場合がある。

第3章 雑 則

(異動届出)

第11条

奨学生は次の事項について、その都度届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所、連絡先電話番号、その他の異動が生じた場合
- (2) 留年、休学、復学、転学又は退学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 連帯保証人を変更する場合
- (5) 連帯保証人の住所その他主要なる事項に変更があったとき

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。 尚、令和3年3月31日まで有効の公益財団法人春秋育英会 奨学金規程は同時に廃止する。

但し、施行前から引き続き奨学生である者は、なお従前の例による。